

事業者の皆様へ

有害物質の漏えい・流出事故に注意！

平成 30 年 8 月末に市内事業場から有害物質を含む排水が水路に流出し、水生生物へ影響をおよぼす事故が発生しました。有害物質を含む排水の漏えい・流出事故は、人の生活や動植物に多大な影響を与える恐れがあります。

有害物質使用特定事業者の皆様は、下記の事項にご留意の上、維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

【点検等の実施】

- ◆ 排水処理施設は定期的な保守点検をおこない、pH計・ORP計電極等の必要最低限の交換部品や使用薬品は常に用意しておいてください。
- ◆ 薬品類の盗難防止措置や薬品タンクからの漏洩確認など、薬品管理、事故防止措置の徹底を図ってください。
- ◆ 排水処理施設が目的どりの機能を発揮しているか、定期的に処理水質を確認し、記録してください。
- ◆ 水質に問題のある清掃排水や不要となった薬品類等を直接流さないでください。
- ◆ 汚泥や廃液は、屋内で適正に管理するものとし、やむなく屋外に保管する場合には雨よけのシートをかぶせるなど、有害物質が流出しないよう必要な措置を講じてください。



【事故時の対応】

法律により、水質事故時の応急措置および速やかな届出が義務付けられています。有害物質や油類※を公共用水域等に排出した場合は、必ず下記問合せ先までご連絡ください。また、その他関係機関の連絡先についても再確認願います。

※油類とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を指します。



【連絡先】 八王子市環境部環境保全課 環境改善担当

TEL 042(620)7255 FAX 042(626)4416

代表 TEL 042-626-3111 (平日夜間および祝休日)

事故発生時には、①日時 ②場所 ③事故内容 ④被害状況 ⑤範囲 ⑥応急措置内容をご連絡ください。